

太田市ごみ出し困難高齢者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ出しをすることが困難なひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認を行いながらごみを戸別収集する太田市ごみ出し困難高齢者支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。

(事業の委託)

第3条 事業は、市長が適当と認める団体等に委託することができるものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する75歳以上のひとり暮らしの高齢者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護1以上でごみ集積場へ自らごみ出しをすることが困難であり、ごみ出しについて親族及び近隣住民の協力が得られない者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 週1回対象者の自宅を訪問し、希望があった対象者には「声掛け」による安否確認を行った上で、当該自宅の玄関前等に置かれた太田市指定のごみ袋に入った分別されたもえるごみを収集し、指定のごみステーション又は太田市清掃センターに排出する。
- (2) 自宅を訪問した際にごみ袋が置かれておらず、かつ、「声掛け」に対する応答がないときは、対象者へ連絡を取るよう努める。この場合において、対象者へ連絡が取れないときは、家族等の緊急連絡先へ連絡を取るよう努める。

(利用の手続)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市ごみ出し困難高齢者支援事業申請書（様式第1号）を、ケアマネージャーを通じて市長に提出しなければならない。

2 事業の利用料は、無料とする。

(調査及び決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、事業の利用の可否を決定し、その旨を太田市ごみ出し困難高齢者支援事業利用（承認・不承認）

決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第8条 前条の規定による事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる場合は、太田市ごみ出し困難高齢者支援事業変更等届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請内容を変更しようとするとき。
- (2) 申請内容に変更があったとき。
- (3) 一時的に事業の利用を停止しようとするとき。
- (4) 事業の利用を再開しようとするとき。
- (5) 対象者でなくなったとき。
- (6) 事業の利用を中止しようとするとき。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。